

令和2年鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
令和2年3月19日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和2年3月19日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和2年3月19日 午後1時48分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	添 田 政 勝	出 欠	1 1	西 藤 典 子	出 欠
	2	野 口 美 恵 子	出 欠	1 2	的 野 信 之	出 欠
	3	田 中 二 三 輝	出 欠	1 3	須 山 由 紀 生	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	5	新 谷 留 晴	出 欠			
	6	篠 原 哲 哉	出 欠			
	7	星 正 彦	出 欠			
	8	有 働 徳 仁	出 欠			
	9	栗 田 美 和	出 欠			
10	許 斐 英 幸	出 欠				
出席 13人 欠席 0人 欠員 0人						
会議録署名 議員	3	田中 二三輝		4	宇田川 亮	

職 務 席	議会事務局 局長	武 谷 朋 視	出 欠	議会事務局 局次長	長 浦 良	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	教育長	栗 田 ゆかり	出 欠	建設課長	松 永 憲 昌	出 欠
	総務課長	三 戸 公 則	出 欠	政策推進 課 長	藤 原 光 徳	出 欠
	福祉人権 課 長	石 井 通 稔	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	税務住民 課 長	梶 栗 恭 輔	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	筒 井 英 和	出 欠	教育課長	古 後 憲 浩	出 欠
	保険健康 課 長	芝 野 英 和	出 欠			
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

令和2年第2回鞍手町議会定例会議事日程

3月19日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第30号 鞍手町道路線の変更
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)

- 日程第14 議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第15 議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算 (第6号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第16 議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第17 議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第18 議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第1号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第19 議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第22 議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第23 議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第24 議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第25 議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第26 議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第27 議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第28 議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第29 閉会中の継続事件

令和2年3月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第8号から日程第8 議案第30号までの8件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例。

議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、議案第30号 鞍手町道路線の変更。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第8号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第9号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第10号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第11号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第14号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第15号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第17号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第9号について討論はありませんか。

西藤議員。

○11番 西藤 典子君

本案に反対して討論いたします。

本来、条例の制定は、現在の政策課題を解決し、町民が幸せに暮らせる社会を実現するために制定するものであり、町民ニーズや、現行制度等を十分に調査し、町民の感心を盛り上げ、まとめあげたものを条例案文に練り上げ制定するものだと思います。

そういう観点から、現行条例と改正条例を読み比べて見ますと、まず表題が現行の「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例」から、改正案は「鞍手町部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消の推進に関する条例」と改められています。

まず、現行条例ですが、現行条例の制定は1996年、平成8年となっています。それから5年後の平成13年1月26日付けの、総務省の地域改善対策室からの「今後の同和行政について」という文書にはこう書かれています。

「これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きく変化」、「特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない」。

「人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けること

は実務上困難」とあります。ですから、現行の条例第1条、目的の項ですが、今から55年前、昭和40年、1965年に出されました「同和対策審議会答申の精神にのっとり、最も深刻にして今なお日本の社会に強く残る部落差別をはじめ」という部分、これについては記述は改められるべきだと思いますが、現行条例にはそれに続けて「障害者差別、男女差別、学校現場でのいじめや体罰等（以下あらゆる差別という）が何ら自ら責めに帰すべき理由によらないで、今なお人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかにあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図り、もって人権尊重を基調とする差別のない明るい町の実現に寄与することを目的とする」とあります。今日の現状は一人一人の命の重みを軽んじられることが多く、多くの人々が日々生きづらさを感じています。

今月の16日に判決が下されました凄惨な「津久井やまゆり園」事件や、ジェンダーギャップ指数で日本が153カ国中121位となっている現実や、性暴力への相次ぐ無罪判決に女性達が必死の思いで立ち上がり、性刑法が被害者の観点から改正されるよう願っている現実、また幼い子ども達の悲劇的な死や、今日また判決が出ましたが、自殺にまで追い込まれる深刻ないじめの実態等、現行条例には今論議が始まっている高齢者差別の問題は入っておりませんが、現在の政治課題を反映した、理解しやすい文言になっています。

それに対しまして、改正案の内容を読みますと、「部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律109号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別を始め、障害者、外国人への差別等あらゆる差別（以下「差別」という）の解消を推進し、もって差別のないまちづくりを実現することを目的とする」となっておりまして、現行法にありました、男女差別やいじめ、体罰が落ちております。尋ねますと、法改正があったから、それに沿って改正するということですが、改正にあたっては差別の現実に苦しんでいる人々の心の奥底までおもんばかった、町民一人一人の心に響く改正内容であってこそ条例としての力を発揮し、改正の意義あるものになるのではないのでしょうか。改正が1～2年遅れても、せめて今後10年位は町民こぞって、鞍手町からあらゆる差別をなくす努力をするための指針となるような条例を望みます。再度検討いただくことを期待しつつ反対の討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

須山議員。

○13番 須山 由紀生君

議案第9号「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」に対し、賛成の立場で討論に参加します。

私たちは母親から「オギャー」と生まれ落ちた時から、人としてすべてが平等でなければならないというのが私の持論です。

日本国憲法は、その基本的人権をすべての人に等しく保証しています。そのことを重く受け止め、更に、世界でも有数の先進国として、国際社会に貢献している我が日本国内におい

て、「地域差別」や「身体又は人権的差別」及び「思想的差別」が未だに根強く残っていることを鑑みて、施行された根拠法の趣旨を重要視するとともに、本町からのあらゆる「差別等」の解消を強く望みます。

以上を賛成の理由とし、議案第9号「鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例」の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第10号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第11号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第14号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第15号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第17号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第30号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 鞍手町あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 鞍手町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 令和元年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和元年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和元年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号 鞍手町道路線の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第30号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第9 議案第3号から、日程第19 議案第29号までの11件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例。

議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例。

議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例。

議案第7号 鞍手町一般職の職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例。

議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)。

議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)。

議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)。

議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。次に、

議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第12号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第13号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第16号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第18号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第19号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第29号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第3号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例に対し反対の立場で討論いたします。

本議案は、庁舎等建設に伴う設計者の選考及び本体建築工事等に係る競争入札指名者の選択を厳正かつ公平に行うための委員会を設置するための改正であることは十分に理解できるとし、必要性も強く感じているが、委員の構成内容に教育関係及び福祉関係の大学教授等を含むことに関し、町執行部の説明は到底納得できるものではなく、これら委員の必要性を感じ取ることができません。

以上を理由に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例の反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第12号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第13号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第16号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第18号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第19号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 鞍手町公有自動車購入基金条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 鞍手町一般職の職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号 鞍手町消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和元年度鞍手町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和元年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和元年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和元年度鞍手町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館外壁等改修工事請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第29号は委員長報告のとおり同意されました。

次に、日程第20 議案第20号を議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託していただきましたので、予算特別委員長の審査報告を求めます。

許斐予算特別委員長。

○10番 許斐 英幸君

予算特別委員会議案審査報告をいたします。

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第20号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第20号 鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

安倍政権の新年度予算は、消費税増税で深刻な打撃を受けている国民の暮らしや営業には目もくれず、大企業優遇と大軍拡を推し進める最悪の予算となっています。

1つは、「全世帯型社会保証」と言いながら、社会保証の自然増を抑制し、高齢者向け社会保証予算を削減しています。年金を削り続ける政策や介護保険の給付も削る。まさに「全世代に負担を強いる」ものとなっています。

2つ目の経済対策では、消費税増税の批判をかわすため、「臨時・特別の措置」でポイント還元やマイナポイント、学習用コンピュータを生徒一人に1台配付するなど、有効に使われるかどうか疑問の「ばらまき」的な予算も組まれています。財政健全化目標も達成しそうになく、「消費税頼みでは財政健全化はできない」ことがまたもや立証されています。

鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。そうした中、危険空家対策事業や、待機児童を解消するための関連予算、くらす病院移転に伴う周辺道路の改良事業、剣北小・室木小の屋外トイレの洋式化などは、歓迎されるものです。

しかしながら、高すぎる国保税や介護保険料、年金も切り下げられる中での消費税増税で町民の暮らしも、営業も大変です。国保の均等割を無くし、町独自の介護の減免制度などで低所得者の負担軽減を図るべきです。さらには、ゴミ袋料金の値下げ、高校卒業までの医療費無料化など、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

田中議員。

○3番 田中 二三輝君

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計に対し、賛成の立場で討論に参加します。

町長は、議会に望むにあたり、その態度は横柄の一言に尽きます。

また、議員からの質問等に対する答弁は不明瞭であり、不明確であると言わざるを得ません。この町長の議会に対する姿勢は、議会を軽視し愚弄しているとしか言いようがありません。

令和2年3月定例会初日に行った町長の今後の町政運営に関する施政方針では、耳障りの良い言葉を連ねているが、町長の思い描くまちづくりに関する実行力、行動力、又は努力し

ている姿勢は微塵も感じ取ることが出来ない。

更に、町長就任後1年半以上の無駄な時間を費やし、やっと進み出した庁舎等建設には関係職員のためめぬ努力には敬意を表します。このまま何らの横やりが入ることなく、順調に推移することを期待します。

一方、議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計の内容はやっと進み出した庁舎建設に関する予算や、町民や利用者に不便な思いを強いている中央公民館大規模改修費が計上されています。

また、各種事業予算は目を引く新規事業はなく、例年と大差ないものとなっています。

このことから、町民は例年どおりの行政サービスを令和2年度も引き続き受けられるものと思慮します。

各種事業を進めるにあたり、担当職員は一部の住民が利益を得ることとならないよう、住民間に不公正が生じないように条例や規則、ルールを遵守し、いかなる者からのゆがんだ要求に屈することなく予算執行していただけることと信じ、議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計の賛成討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第20号 令和2年度鞍手町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21 議案第21号から日程第25 議案第26号までの5件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須山民生産業委員長。

○13番 須山 由紀生君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算。

議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算。

議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算。

議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算。

議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第21号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第22号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第23号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第25号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第26号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第21号について討論はありませんか。

宇田川議員。

○4番 宇田川 亮君

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。

安倍政権は2020年度から、「保険者努力支援制度」を使った新たなペナルティを導入し、法定外繰入を解消させようとしています。更に、福岡県は3年間の「激変緩和措置」の約束を反故にして2年で打ち切る方針です。これにより国保税を値上げする自治体も出て来るとも考えられます。こういった中、鞍手町では、高すぎる国保税を引き下げるまでには至りませんが、値上げしなかったことは評価できます。

しかしながら、国保税が高すぎるという状況は変わっていません。町の努力で、せめて、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけないように、子どもの均等割を無くすべきです。そして、国保の構造的問題を解決するために、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めて行くことを申し上げ反対討論とします。

○議長 星 正彦君

他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

次に、議案第22号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第23号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第25号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第26号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第21号 令和2年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 令和2年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 令和2年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 令和2年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号 令和2年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26 議案第24号から日程第28 議案第28号までの3件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

篠原総務文教委員長。

○6番 篠原 哲哉君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算。

議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算。

議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算。

本委員会は、3月11日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第24号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第27号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第28号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第24号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第27号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第28号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第24号 令和2年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号 令和2年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号 令和2年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第29 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布しましたとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和2年第2回定例会を閉会します。

閉会 13時48分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正彦

議員 田 中 二三輝

議員 宇田川 亮